

県南広域振興局長告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業を行う事業所を次のとおり指定した。

平成30年12月18日

県南広域振興局長 細川倫史

短期入所生活介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
0370901894	社会福祉法人いわい砂鉄 福社会	リビングハウスおおほら 短期入所生活介護事業	一関市大東町大原字立町 110番地1	平成30年12月15日